

令和5年6月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和5年6月26日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和5年6月26日(月)午後1時30分から午後1時53分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
委 員 :	13 番 :	馬場 勝			

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16 番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 :	19 番 :	小熊 威	委 員 :	築地 :	20 番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 :	21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(1人)

委 員 : 14 番 : 安城 守英

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 佐藤利勝、参事 : 高橋知也、主任 : 奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和5年6月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7番田村信秀委員、10番忠貞夫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、5月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>5月30日、31日、令和5年度全国農業委員会会長大会及び新潟県農業委員会会長東京集会在東京都文京区の文京シビックホールで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>6月19日、6月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様にご報告をいたしました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が3件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により荒井浜地内の畑について売買するもので、面積は992㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円です。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により築地地内の畑について売買するもので、面積は2筆1,558㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円です。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により築地地内の畑について売買するもので、面積は661㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円です。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、10番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る6月19日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が3件であります。</p>

	<p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、住宅建築のための転用が1件であります。</p> <p>1番の案件は、東牧地内の畑において、住宅を建築するための転用で、申請者の父が平成31年1月に住宅建築の為に許可を受けておりましたが、申請者が変更となったことと、事業計画に変更があったにもかかわらず、許可を受けずに建築したことが判明したものであります。現在工事中でありましたので、工事は許可となるまで中止するよう指示し、今後はこのような違反が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は2筆460㎡、建築面積は2棟で109.58㎡であります。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、10番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、住宅建築のための転用が1件であります。</p>

	<p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、再発防止に努めるという始末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。 議案書 3 ページをお願いします。 第 3 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。 1 番の案件は、都市計画用途地域である西本町地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は 179 m²、建築面積は 81.67 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 第 3 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、10 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10 番	<p>それでは、ご報告いたします。 第 3 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。これより採決をいたします。第 3 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。よって、第 3 号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。次に、第 4 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。第 4 号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。議案書 4 ページをお願いします。第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 3 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 3 件であります。1 番から 3 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 2,000 円であります。第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 3 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 3 番の事前審査結果について、10 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10 番	<p>それでは、ご報告いたします。第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 3 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 3 件であります。詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 3 番について、事務局及び事前審査委</p>

	<p>員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から3番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の利用権設定の1番から3番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定の4番について審議いたします。</p> <p>なお、本案件は私に関する案件でありますので、審議終了まで退室させていただきます。</p> <p>また、議事進行については、榎本会長職務代理をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室) (議長交代)</p>
議長	<p>議長を交代します。</p> <p>それでは、第4号議案の利用権設定の4番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の4番をご説明いたします。</p> <p>4番は、経営移譲により10年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。</p> <p>水稻作付期間は田の申請を受け付けておりませんが、申請内容が経営移譲であることと、未相続であった農地の手続きが先月完了したため、今回提案するものであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の4番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の4番の事前審査結果について、10番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の4番は、経営移譲により使用貸借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断い</p>

	<p>たしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。</p> <p>議長 ただ今、第4号議案の利用権設定の4番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> <p>議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案の利用権設定の4番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> <p>議長 全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p> <p>議長 第4号議案の利用権設定の4番については、承認することに決定いたしました。 それでは、ここで議長を交代させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議長交代)</p> <p>議長 議長を交代します。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和5年6月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--	--

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和5年6月26日

議 長

7 番

10 番
